

合併協議会での協定項目（案）

基本 4 項目

- 1．合併の方式
（第 1 回合併協議会で、原則として、堺市への編入合併を前提に協議を行うことを確認。）
- 2．合併の期日
（第 1 回合併協議会で、合併特例法の期限（平成 17 年 3 月末）内の早い時期を目途とすることを確認。）
- 3．市の名称
（第 1 回合併協議会で、合併の方式を前提として決定していくことを確認。）
- 4．事務所の位置
（第 1 回合併協議会で、合併の方式を前提として決定していくことを確認。）

その他の項目

- 5．財産及び公の施設の取扱い
財産の種類には、公有財産、物品、有価証券、出資による権利、債権、基金等があるが、両市町が所有する財産は、その帰属、管理・運用等について協議が必要。
- 6．市議会の議員の定数及び任期の取扱い
編入合併の場合は、編入する市町村の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職するのが原則。ただし、合併特例法で、特例措置として、増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とするか、編入する市町村の議員の残任期間だけ在任し、さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採るか、選択することができるのとされているので協議が必要。
- 7．農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
編入合併の場合は、編入する市町村の委員は在任し、編入される市町村

の委員は失職するのが原則。ただし、合併特例法で、特例措置として、選挙による委員で、当該合併関係市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、40人の範囲で編入する市町村の委員の残任期間だけ在任することが可能とされているので協議が必要。

8．地方税の取扱い

合併特例法で、両市町間で、地方税の賦課に著しい不均衡があるなど、合併後直ちに新市の全区域にわたって均一の課税をすることが、著しく均衡を欠くと認められる場合は、合併後の5年度に限りその均衡を欠く程度を限度として、不均一課税を行うことが可能とされているので協議が必要。

9．一般職の職員の身分の取扱い

合併特例法で、合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が、引き続き新市の職員としてその身分を保有するよう措置しなければならないとされているため、身分の取扱いについて協議が必要。

10．地域審議会の取扱い

合併特例法で、旧市町村の区域ごとに、合併後の新市長の諮問に応じて審議したり、意見を述べることができる機関として設置できるとされている地域審議会について、設置の有無、設置する場合の構成員の定数、任期等の協議が必要。

11．特別職の職員の身分の取扱い

編入合併の場合は、編入される市町村の特別職の職員は全員失職するため、これらの特別職の身分の取扱いについて協議が必要。

12．条例・規則の取扱い

編入合併の場合は、編入する市町村の条例・規則を適用することとなるが、事務事業等の調整などにより、その改正が必要となるので協議が必要。

13．組織・機構の取扱い

編入合併の場合は、編入する市町村の組織・機構が、編入される市町村の事務に対応できるよう必要に応じて機構改革を行い、移行時における住民の混乱を避けるなど、円滑な事務引継ぎが必要となるので、組織・機構の取扱いについて協議が必要。

14．一部事務組合等の取扱い

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合や広域連合等につ

いては、構成団体に変動が生じるため、その取扱いについて協議が必要。

15．消防団の取扱い

消防団の組織、団員の身分の取扱い等の協議が必要。

16．使用料・手数料の取扱い

両市町間で同一目的の施設や同一種類の事務について、その使用料、手数料が異なっているので、あらかじめその取扱いについて協議が必要。

17．公共的団体等の取扱い

商工会議所、自治会連絡協議会、社会福祉協議会、農業協同組合、医師会等公共的な活動を営む公共的団体等については、合併特例法により、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから、統合に向けた協議が必要。

18．補助金・交付金等の取扱い

両市町で各種団体等に対して補助金や交付金を交付しているが、それぞれの制度の経緯や実情を踏まえ、取扱いについて協議が必要。

19．町名・字名の取扱い

町、字の区域や名称は、地域の歴史的背景もあり、住民にとって愛着深いものであるため、一般的には合併後も従来どおり存続させる場合が多いが、両市町で同一の名称がある場合などの取扱いについて協議が必要。

20．各種福祉制度の取扱い

両市町でサービスやそれに伴う負担が異なっているため、取扱いについて協議が必要。

21．慣行の取扱い

慣行には、市(町)章、市(町)民憲章、市(町)の木、市(町)の花、各種宣言等があるが、地域特性、住民生活等に配慮するなど、その取扱いについて協議が必要。

22．国民健康保険事業の取扱い

両市町で国民健康保険制度の運営状況や保険料率、給付内容等が異なっているため、取扱いについて協議が必要。

23．介護保険事業の取扱い

両市町で介護保険制度の保険料率や利用できるサービス等が異なっているため、取扱いについて協議が必要。

24．各種事務事業の取扱い

両市町で実施している各種の行政サービスや住民負担の内容が異なっているものなどについて、それぞれの経緯や実情を考慮し、住民サービスの低下を招くことのないよう配慮しながら一元化に向けた協議が必要。

《各種事務事業の分類》

- | | |
|----------------|-----------------|
| 24 - 1．企画関係 | 24 - 10．産業振興関係 |
| 24 - 2．広報広聴関係 | 24 - 11．保健・衛生関係 |
| 24 - 3．財務・会計関係 | 24 - 12．都市計画関係 |
| 24 - 4．総務関係 | 24 - 13．土木・公園関係 |
| 24 - 5．防災関係 | 24 - 14．上下水道関係 |
| 24 - 6．生活関係 | 24 - 15．学校教育関係 |
| 24 - 7．人権関係 | 24 - 16．生涯学習関係 |
| 24 - 8．環境関係 | 24 - 17．その他 |
| 24 - 9．文化振興関係 | |

25．市町村建設計画

両市町の住民に合併後の市の将来ビジョンを示すため、合併後の市の基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画を策定することについて協議が必要。